

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
7 年 6 月 30 日	
神戸市長 宛	
提出者	
住所 兵庫県神戸市灘区岩屋中町1-2-9-30	
氏名 日本道路株式会社 神戸営業所 所長 石川 悟	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 078-855-3153	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	神戸市内の工事現場
事業場の所在地	神戸市内
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	0631 舗装工事業
②事業の規模	4,201百万円
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	排出量	3051 t	t
	（これまでに実施した取組） 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての利用を図った。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	排出量	1000 t	t
	（今後実施する予定の取組） 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての利用を図る		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙のとおり
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 別紙のとおり

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
	全処理委託量	3051 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	3051 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生砕石、再生砂としての利用を図った。		

②計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類	1500 がれき類	
		全処理委託量	1000 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	1000 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生碎石、再生砂としての 利用を図る		

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

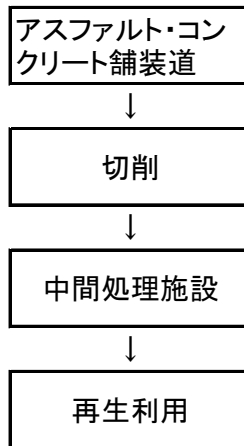
5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類	実績(2024年度)(t)	再生利用業者への処理委託量(t)	目標値(t)	再生利用業者への処理委託量(t)
がれき類	3051	3051	1000	1000
汚泥	0.44	0.44	1	1
廃プラ	9.4	9.4	0	0
紙くず	0.9	0.9	0	0
金属	4.52	4.52	1	1
建設混合廃棄物	16.96	16.96	1	1
木くず	6.6	6.6	1	1

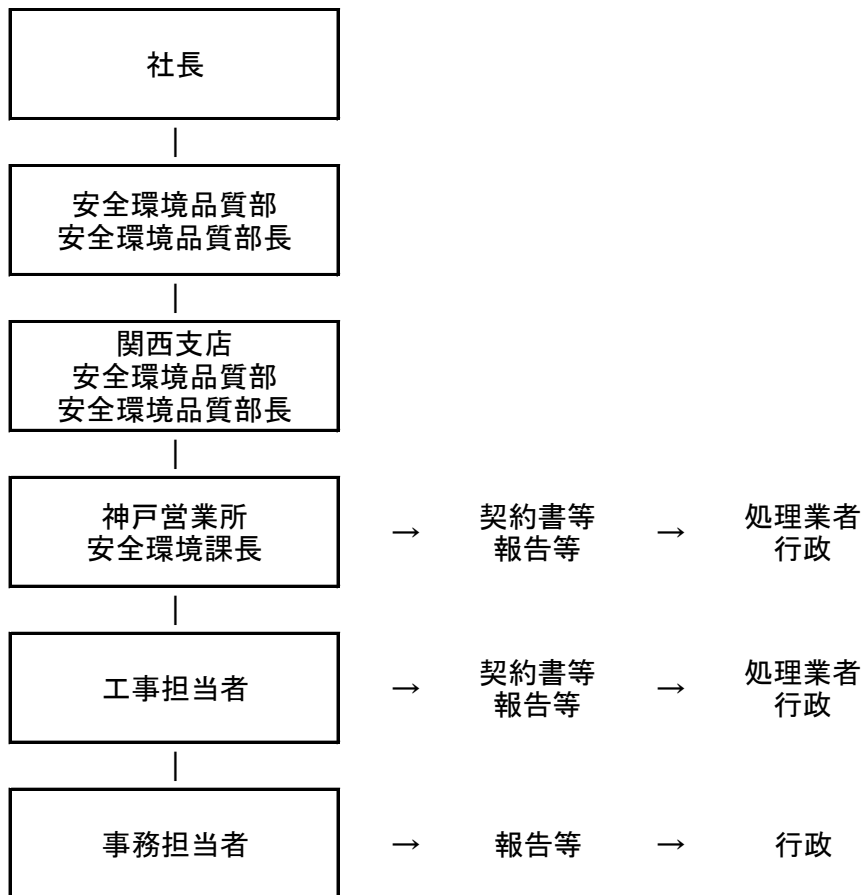
産業廃棄物の一連の処理の工程



がれき類(アスファルト・コンクリート殻)→収集運搬→破碎→再生利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



安全環境品質部

- ・関係法令等に則った、全社的な廃棄物減量計画の立案・廃棄物処理計画等の策定

関西支店安全環境品質部

- ・関係法令等の教育、啓発、指導監督

所安全環境課長

- ・神戸営業所内の統合的な廃棄物減量計画の立案・廃棄物処理計画等の策定・行政への報告
- ・処理委託業者の選定・契約書等の確認・適正処理の確認

工事担当者

- ・産業廃棄物処理委託契約等の手続き、引渡
- ・工事現場内での適正処理

事務担当者

- ・行政への報告

産業廃棄物の分別に関する事項

現場内で再生利用するもの、中間処理施設に搬入するもの、最終処分場に搬入するもの等、それぞれ処理・再生利用に応じた分別を行う。分別は以下の方法による。

1) 分別計画

- a) 作業に先立ち分別計画を作成し、下請業者や処理業者に対し分別方法の周知徹底を図る
- b) 処理施設の受入条件を十分に検討し、条件に応じた分別計画を立てる。
- c) 工事の進捗により排出される廃棄物が違うので、工程に見合った分別計画を立てる。
- d) 敷地の条件によって廃棄物の集積場所、方法を定め、集積場所までの運搬方法、搬出方法を

2) 分別の表示

廃棄物の集積場所や分別容器に廃棄物の種類を表示し、現場の作業員が間違えることなく分別できるようにする。

3) 容器による分別

がれき類以外の廃棄物は品目ごとに容器(小型ボックス、コンテナ等)を設けて分別し、分別表示板等を取り付ける。又、運搬時には分別したものが混合しないように注意する。